

清流園 貯留槽清掃処分業務

仕 様 書

令和8年度

大洲・喜多衛生事務組合
清流園

清流園 貯留槽清掃処分業務 仕様書

第 1 章 総則

本仕様書は、大洲・喜多衛生事務組合（以下「発注者」という。）が委託する、し尿処理施設「清流園」の貯留槽清掃処分業務に適用する。

貯留槽清掃処分業務受託者（以下「受注者」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、その他関係法令並びに契約書及び本仕様書に定める事項を遵守し、清掃処分業務を行うこと。

本仕様書は、貯留槽清掃処分業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項があっても、貯留槽清掃処分作業を行うために必要と思われるものについては、本仕様書の記載の有無に関わらず、受注者の責任において実施しなければならない。

なお、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じて、受注者は発注者と協議し、その指示に従うものとする。

第 2 章 概要

1 委託業務

（1）概要

受注者は発注者が清掃作業指示票により指定する清掃対象設備を清掃すること。また、清掃により収集した、スカム、汚泥、沈砂等の清掃残渣物(一般廃棄物)は、受注者の責任において適正に陸上処分(リサイクル)すること。リサイクルには、サーマルリサイクルも含むこととする。

（2）委託業務の内容

- ①汚泥貯留槽の清掃及び残渣物の収集運搬処分 30[m³]
- ②し尿貯留槽の清掃及び残渣物の収集運搬処分 25[m³]
- ③地下ポンプ室の指定する配管内の清掃及び残渣物の収集運搬処分 2.5[m³]
- ④床排水ピット(地下ポンプ室)に堆積した沈砂等の収集運搬処分 2.5[m³]

（3）使用する機材及び人員数

区 分	使用する機材及び人員数
① 汚泥貯留槽の清掃及び残渣物の収集運搬処分	10トン特殊強力吸引車 3 台 清掃技師 1 人×3 時間 清掃作業員 5 人×3 時間
② し尿貯留槽の清掃及び残渣物の収集運搬処分	10トン特殊強力吸引車 2.5 台 清掃技師 1 人×2 時間 30 分 清掃作業員 5 人×2 時間 30 分
③ 地下ポンプ室の指定する配管内の清掃及び残渣物の収集運搬処分	10トン特殊強力吸引車 0.5 台 清掃技師 1 人×30 分間 清掃作業員 5 人×30 分間
④ 床排水ピット(地下ポンプ室)に堆積した沈砂等の収集運搬処分	

（4）清掃残渣物の収集

清掃残渣物は、貯留槽、配管内部、ピット等から収集する。

(5) 清掃残渣物の運搬および処分

清掃残渣物の運搬および処分は、受注者の責任において、受注者もしくは受注者の提携先が所有する処理（リサイクル）施設まで運搬し適正に陸上処分するものとする。

(6) 機材の使用

業務に当たり、発注者の許可を得て、し尿処理施設「清流園」の高圧洗浄機、100[V]電源、プロセス用水を使用するものとする。

2 完了報告

完了報告は、本仕様書第4章に規定する提出図書を添付するものとする。

第3章 特記事項

1 現場管理

受注者は、発注者の清掃方法を十分把握し、清掃に用いる機器の設置場所については、発注者と協議し、その指示に従うこと。

2 臭気対策

受注者は、清掃作業中に発生する臭気については、万全の対策を行うこと。

3 安全対策

受注者は、清掃作業中の労働災害、酸素欠乏、硫化水素中毒、引火性ガスによる爆発等の安全対策については、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則等、その他関係法規を遵守するとともに、作業者に対する安全教育の徹底を図るなど、事故防止に最大限努めること。

4 常備器具

受注者は、清掃作業中、次の器具を必要数、常備すること。

- (1) 自動警報機付き酸素濃度測定器
- (2) 自動警報機付き硫化水素濃度測定器
- (3) アンモニアガス、メタンガス濃度測定器（検知管式可）
- (4) 空気呼吸器
- (5) 酸素呼吸器（緊急用）
- (6) 送気マスク
- (7) 送排風機
- (8) 安全帯
- (9) 命綱
- (10) 梯子
- (11) ポータブル型非常用発電機
- (12) 投光器
- (13) コードリール〔漏電遮断器(漏電 15[mA]感度)付〕
- (14) 清掃用具
- (15) バリケード
- (16) 救急用具及び非常用酸素発生器
- (17) その他清掃作業に必要な器具類

上記、必要とする常備器具が無いために発生した事故については、受注者の責任とする。

5 清掃作業中の遵守事項

- (1) 受注者は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を終了した者の中から、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（以下「作業主任者」という。）を必ず1名選任すること。
- (2) 受注者は、清掃作業中、監視人を必ず1名配置し、常時監視させること。
- (3) 受注者は、清掃作業方法については、労働安全衛生法及び酸素欠乏症等防止規則、その他関係法規を遵守するとともに、発注者の清掃作業指示票並びに清掃作業要領(第5章)に基づいて行うこと。
- (4) 発注者は、清掃作業指示票を作成し、作業開始までに、発注者の担当職員と受注者の作業主任者とが、その内容について打ち合わせ協議するものとする。
- (5) 受注者は、測定器具等を定期的に検査し、校正等を行い、その内容結果を発注者に報告すること。
- (6) 受注者は、換気機器及びコードリール等の電気配線の断線の有無を確認すること。
- (7) 受注者は、清掃及び清掃残渣物の積出しに際し、発注者より指示された作業開始時刻および作業終了時刻を厳守し、その作業時間内に作業を完了しなければならない。

第4章 提出図書

受注者は、清掃処分業務を受託後、速やかに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定による一般廃棄物搬入通知書を作成し、清掃残渣物(一般廃棄物)の処分又は再生の場所が区域内に含まれる市町村に対して通知し承認を受け、承認書を提出すること。

受注者は、清掃処分業務を完了したとき、下記の書類または図面を各1部提出すること。

- (1) 委託業務完了報告書
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業等に関する記録（本書及び写し）
- (3) 写真（清掃作業箇所ごとに 作業前・作業中・作業後）
- (4) 写真（車両ごとに 処分場 搬入状況）
- (5) その他、発注者の指示した書類または図面

第5章 清掃作業要領

1 清掃作業開始前

- (1) 受注者は、清掃作業全般における指揮能力を持ち、かつ、第2種酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任すること。
- (2) 受注者は、作業現場の実情を十分把握し、作業員の管理体制、作業体制及び非常時の救急体制等を十分に備えること。また、作業における届出連絡並びに立入禁止処置等について、事前に発注者と十分に打ち合わせすること。
- (3) 受注者は、作業当日の作業現場において、酸素濃度測定器、硫化水素濃度測定器、アンモニアガス並びにメタンガス濃度測定器、非常用発電機、携帯器具機材、避難救出用具等の点検整備を行い、正常に作動することを確認すること。
- (4) 受注者は、作業計画を立て、各器具の使用法、非常時の処置を含めて、作業従事者全員に周知徹底すること。

2 換気

- (1) 受注者は、し尿及び汚泥等が十分排除された後、逆排気の換気装置等で槽内を換気すること。
- (2) 受注者は、槽内作業を行うにあたり、酸素濃度を測定し、18パーセント以上の酸素があり、かつ、硫化水素濃度が10[ppm]以下であることを確認してから作業を開始すること。また、作業中も常に測定すること。
- (3) 受注者は、連続して作業中の送気を維持すること。
- (4) 受注者は、送気について、清掃作業車両等の排気ガスを吸引し、これによる中毒の危険が生じないように採気位置等に十分注意すること。

3 測定

- (1) 測定及び記録は受注者の作業主任者が行い、測定時の事故を防止するため、受注者は、必ず監視人（補助者）を配置すること。
- (2) 受注者の測定者は、保護具を装着せずに体の乗り入れ又は立ち入りをしてはならない。
- (3) 受注者の測定者は、槽上部の開放したマンホール等の開口部直下を測定する場合は、槽内部に立ち入らずに、上から測定器の検出端を吊り下げて行うこと。
- (4) 受注者は、槽内に立ち入って測定する場合は、必ず空気呼吸器等の呼吸用保護具を装着して行うこと。
- (5) 受注者は、槽内作業中常時測定を行い、作業開始前、作業中断後に再度作業を開始する前、作業員の身体及び換気装置等に異常があった場合には必ず測定すること。

4 清掃作業の実施にあたって

- (1) 受注者は、槽内の十分な換気と有毒ガスの有無を確認後、槽外に最低1名以上の監視人（作業員）を配置して槽内での作業を常時監視させる一方、槽内に入る作業員については、転落の可能性があるときは、身体に安全帯、その他命綱等（合図用と共に救出用も兼ねた物）を結び付けて、万一の事故が発生した場合には、槽外に引き出せるようにすること。
- (2) 受注者は、槽内の換気ができない場合または十分にできない場合等で、労働安全上必要な酸素及びガス濃度が保てない場合には、必ず空気呼吸器等の呼吸用保護具を装着して作業等を行うこと。

「注意事項」

- ア 槽内作業にあたっては、通常のカスマスク、防塵マスク等は、酸欠防止に全く効力がなく、絶対に使用しないこと。
- イ 槽内作業中は、常に自動警報機付きの測定器を使用して、ガス等の検知を行い、酸素濃度 18 パーセント以下、または硫化水素濃度 10 ppm 以上となったら直ちに作業を中止して槽外に出ること。
- ウ 停電となった場合にも、直ちに作業を中止して槽外に出ること。
- エ 槽内に堆積した汚泥、残渣物より硫化水素が大量に発生することがあるので、作業中は十分注意すること。
- オ 受注者の監視人は、常時作業を監視し、異常の発見に努めること。
また、非常の際においても代わりの監視人がいない場合には槽内部に入ってはならない。
なお、救出のために槽内部に入る者は、必ず酸素呼吸器又は空気呼吸器、命綱、その他必要な保護具を装着しなければならない。
- カ 受注者は、万一の事故を想定し、事故発生時の連絡先等の対策を予め定めて、速やかにその処置ができるようにすること。